

第 3 号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会

教育長 平田 郁美

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の概要について

学校人事課

1. 改正内容

群馬県公立学校会計年度任用職員について、特別休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 一部の特別休暇についての有給休暇化（病気休暇）、及び取得要件・対象範囲を見直す（不妊治療に伴う休暇、介護休暇、看護等休暇）。

2. 施行期日

○令和7年4月1日

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の

一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「及び第七号の八」を「、第七号の八及び第十号」に改め、同項第七号の二中「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、同項第九号中「三日」を「十日」に改め、同項に次の一号を加える。

十 公立学校等会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

一の年度において、十日の範囲内で、一週間当たりの勤務時間又は勤務日の日数に応じて教育委員会が定める期間

第十二条第二項中「及び第十号」を削り、同項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、「であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削り、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「受けさせること」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」を加え、同項第三号中「（一週間の勤務日が三日以上とされている公立学校等会計年度任用職員であって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。